

第一次世界大戦前夜ボスニアにみる ハプスブルク統治の諸相

— フランゲシュ農業振興法案の顛末を手がかりに —

村 上 亮

本稿は、ハプスブルク統治下ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいて展開された農業政策を事例として、ハプスブルク独特の二重帝国（アウスグライヒ）体制の一端を明らかにすることを目的とする。ボスニアは、帝国内唯一の「共通行政地域」として共通財務省の管轄下におかれ、その統治はオーストリアとハンガリーが共同対処する「共通案件」とされた。またこの地では、就業人口の9割近くが農業に従事しており、その中心をなす畜産は重要な意義をもっていた。今回はとくに、第一次世界大戦前夜に構想されたボスニア地方行政府官吏フランゲシュの農業振興法案が成立するまでの過程に着目し、次の点を明らかにした。

第一は、フランゲシュの振興法案が、家畜の品種改良の促進、農業機関の設立、農業信用制度の創設を中心とするもので、ボスニアの事情と帝国本国とボスニアとの経済関係を勘案して作成されたことである。第二は、ボスニア統治が「共通案件」であったため、法案はその施行までに帝国中枢、とりわけハンガリー政府からの妨害に直面したことである。しかし、帝国中枢もボスニア議会（1910-14年）を始めとする現地の意向を勘案せざるを得ず、振興法案は縮減されたものの成立した。本稿の検証を通じて、「共通案件」をめぐる複雑な政策決定過程を跡づけた。

序 論

1914年6月28日、ハプスブルク（オーストリア・ハンガリー）帝国の皇位継承者フランツ・フェルディナント大公夫妻が、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（以下、ボスニア）の首都サラエヴォでセルビア人青年ガヴリロ・プリンツィプによって暗殺された。イギリスの研究者ジョルが「記憶されている過去の暗殺事件のなかで、この大公暗殺ほど、重大な国際危機をひき起こした事件はかつてなかった¹⁾」と述べているとおり、このサラエヴォ事件は第一次世界大戦の直接的な契機となった。この事件の淵源についてはさまざまに論じられてきたが、一部の研究はハプスブルク帝国の農地政策に言及する。つ

まり帝国は、ベルリン会議（1878年）で公約したボスニアの地主＝小作問題を解決せず、小作農民の多くを占めるセルビア人（セルビア正教徒）の不满を募らせるとともに、この地の農業発展を阻害したと説明されてきた²⁾。本稿は、このように批判的に解釈されてきたボスニアにおけるハプスブルク農政を分析するものである。

ここで、今回の検討にかかわる先行研究を整理しておきたい。1点目は、ボスニアの政治的立場である。二重帝国体制で唯一の「共通行政地域」ボスニアは、共通財務省の管轄下におかれ、その行政はオーストリアとハンガリーが共同で対処する「共通案件」とされた。ボスニア統治の基本方針には、オーストリアとハンガリー両政府が関与したこと（「ボスニア行政法」）、ボスニア併合（1908年）頃より帝国中枢の主導権争いが激化したことは前稿で明らかにした³⁾。ボスニアの自治については、議会開設（1910年）後も限局されており、あくまで帝国中枢の強圧的な姿勢が強調される。つまり、ボスニア議会が帝国の軍事、外交などから排除され、議会に提出される法案が君主フランツ・ヨーゼフと両半部政府の許可を得る必要があったこと、共通財務省に直属するボスニア地方行政府がボスニア議会に責任を負っていなかったこと、駐留軍の司令官を兼ねていた総督の政治的権限が強化されたことなどを理由とした否定的な見方が支配的といえるだろう⁴⁾。

2点目は、ハプスブルク帝国内におけるボスニアの経済的立場である。当時のハプスブルク経済は、「繊維と小麦の結婚」になぞらえられるオーストリアの工業とハンガリーの農業による相互補完体制をなしていた。その構造上の問題点についていえば、オーストリアとハンガリーの共通関税領域が、10年毎に更新される協定（経済アウスグライヒ）に基づいていたこと、両国間の共通経済政策が不十分であったことがあげられる。とりわけ国内の利害調整の問題は、「共通案件」と個別に処理する案件の双方にかかわっていた対外通商政策、具体的には家畜取引を発端とするルーマニア（1886-91年）、セルビア（「豚戦争」1906-11年⁵⁾）との関税戦争に露呈した。これによりハプスブルク帝国は、工業製品の販路として重要な両国市場の支配的な立場を失う。この点に触れつつハプスブルク経済に詳しいグッドは「繊維と小麦の結婚」を「一般的な結婚生活のように、しばしば激しい諍いに苦しんだ」と評している⁶⁾。

このようなハプスブルク経済に「新領土」ボスニアが接合された契機は、共通関税領域への編入（1880年）である。これ以後もっぱら帝国本国とおこなわれた通商は、一般的な植民地貿易に類似していた。つまりボスニアは、木材や家畜、プラムなどの農林業にかかわるものを輸出し、帝国両半部から既製服や鉄製品などの工業製品を輸入したの

である。とくに旧ユーゴスラヴィアの研究者は、ボスニアがハプスブルク工業の発展のために搾取されたと強調する⁷⁾。またオーストリアの研究者コムロシは、ハプスブルク帝国内の地域格差を本国と植民地の関係にたとえ、経済的な発展水準の大きく異なる地域間の分業体制が帝国全体の統合に役立ったこと、ボスニアをふくむ周辺が中心の発展に必要な海外植民地の代役を果たしたことを指摘する。ただしコムロシは、ボスニアについては軍事上の緩衝地域としての意義を示唆したにすぎない⁸⁾。

以上の内容からは、ハプスブルク帝国期のボスニアが政治面、経済面で従属的な立場に置かれていたとする見方をうかがえる。しかしながら、この把握はいくつかの問題点もかかえている。政治面では、議会開設後も「ボスニア行政法」は継続されたものの、ボスニアにかかわる案件では議会の同意を不可欠としたことが見落とされている。つまり、ハプスブルク政権が政策を進めるために必要な支持勢力を確保しようとしたこと、この際に総じて帝国に反抗的であり、かつ相対的に多数を占めるセルビア人勢力を取り込もうとしたことは、限定的ではあっても統治政策における議会の意義をうかがわせるものではないだろうか⁹⁾。

また経済面では、ボスニアの基幹産業であった農業が帝国経済においてどのように機能したかは十分に論じられていない。つまりボスニアは、製糖業やビール醸造業を発展させたボヘミア、傑出した穀物生産を誇るハンガリー、優良品種の家畜を供給したアルプスに比べて、生産力が低かったと述べられるにとどまっている¹⁰⁾。これに関して筆者は、ハプスブルク期ボスニアにおける家畜伝染病の対策とそれに連動した家畜輸出の実態を前稿で明らかにしたが、獣疫以外の問題には論及できなかった¹¹⁾。ハプスブルク帝国が全体として家畜輸入国であった事実に照らせば¹²⁾、ボスニアが本国の家畜供給において何らかの役割を演じたと思われるが、その際にどのような問題が生じたのだろうか。

最後に3点目、ハプスブルク帝国のボスニア農政に関する研究を概観しておこう。これについては、地主＝小作制度を維持したことによって農業生産が停滞したとする見方が基調といえる。また旧ユーゴスラヴィアのヤラクやアメリカのゴンサルヴェスは、ハプスブルク期の農業協同組合に着目し、それが住民の意向を無視して進められたことを批判した¹³⁾。しかし、ハプスブルク政権は議会が設置された後も一方的な施策を続けられたのだろうか。これに関してボスニアのユズバシチは、バルカン戦争期（1912-13年）におけるセルビアの影響に言及する。彼は、農地政策へのセルビア人議員の協力を得ようとした政権側の動きを指摘したにとどまるが、これは統治においてボスニア議会を看過できなかったことを推察させる¹⁴⁾。それでは、ボスニアの政情が不安定になるなかで、

農業政策に関する現地の要望は汲みとられなかったのだろうか。この点は、サライエヴォ事件の背景を検証するうえで重要であるにもかかわらず、詳細に説明されてきたとはいえない¹⁵⁾。

以上をふまえて本稿は、第一次世界大戦前夜に立案された、ボスニア地方行政政府の經濟部農業課長オット・フォン・フランゲシュによる農業振興法案（以下、一部を除き「振興法案」）に光をあてる。後述するように、同法案は大戦勃発後に施行されたため具体的な成果を生まなかった。それにもかかわらず取りあげるのは、これが議会開設期における「共通案件」ボスニア統治政策の決定過程の解明につながる事例と考えられるためである。議論に際しては、フランゲシュ振興法案の内容とその背景を明らかにしたうえで、振興法案に対する両半部政府や共通財務省、ボスニアの対応を吟味する。「共通行政地域」ボスニアにおける農業政策の検討を通じて、二重帝国体制をとりまく政治、経済状況の一端を浮き彫りにしたい。

1 ハプスブルク期ボスニアにおける農業政策

まず、ハプスブルク帝国によるボスニア農政を概観しておきたい。世紀転換期までの政策は、全般的措置と分野別措置のふたつに大別できる。全般的措置については、交通網の整備、オスマン帝国期には現物でおさめられていた国税（10分の1税）の金納化、土地改良、家畜輸出の再開を導いた牛疫の撲滅などがあげられる。また農民層の貨幣経済への対応を助けるため、現金や現物を貸し付ける郡扶助基金制度も創設された。分野別措置については、新たな農業技術、農具、あるいは新作物の導入、品種改良用家畜の輸入とその貸与による品種改良などが中心であった。ここでは、農民層が家畜によって「近代的な貨幣経済における需要を満たした¹⁶⁾」こと、家畜の飼育が一般的に粗放的な方法で飼育されたため、数は多かった反面、品質は低かったことを補っておきたい¹⁷⁾。

世紀転換期以後、農業政策の軸となったのは、前出の郡扶助基金制度を基盤とする郡農業協同組合であった。この法規は、オーストリアにおける協同組合に関する法律（1904年4月27日）に基づいてつくられた。協同組合の目的について『ボスニア行政報告』は、従来とは異なり農民層に対する継続的な影響力の行使によって、個々の農業経営を「近代的かつ効率的な軌道」にのせることと記している¹⁸⁾。最初につくられたブゴイノ郡（1904年）の定款をみると、土地改良に関する所見と提案の実施、土地改良や農耕、家畜飼育政策に関する行政への支援、模範農場における畜舎や肥料集積場の設置、農具や

種子などの提供、講演や実物教示などによる農業知識の伝播、そして育種用家畜 Zuchtvieh の調達などが目的とされている¹⁹⁾。郡内のすべての農業従事者は、宗派や階層にかかわらず強制的に加入させられ、そこから評議会が選出された。1910 年末までには 22 の郡で設立され、構成員は約 12 万人に達する²⁰⁾。もっとも行政府が、組合運営における強力な監督権を有していたため、組合側の自主的な活動は制約されたと考えられる²¹⁾。

またハプスブルク政権は、農業協同組合と並行して住民を取りこんだ畜産振興策を打ち出した。そのひとつが 1906 年以降に各郡で設立された「住民を地方当局の〔畜産振興に向けた〕活動への関与を促すため」の馬飼育・畜産委員会である。これは各地の家畜飼育者と裕福な地主を中心とする有力者 Honorationen から構成され、関連するすべての政策への協力のために招集された。この委員会は、1910 年末までにボスニア全体のほぼ半分にあたる 25 の郡で設けられるとともに、その業務は段階的に農業協同組合へ吸収された²²⁾。

ここで、種畜の確保のために設立された基金制度にも触れておきたい。これは当該郡住民の自由意思に基づき、国家に納める 10 分の 1 税に 2-3 パーセントを上積みし、それを用いて種畜を調達することを目的としたものである。基金用の増税期間は 3 年とされ、郡扶助基金からの無利子の貸付などの支援策も同時に講じられた。この基金を通じて入手された家畜は、個人に 3 年間貸与された後、その所有物となったのである。この制度もブゴイノ郡に始まり、1910 年までに 13 郡に拡大した²³⁾。ブゴイノ郡では同基金による購入に加えて、個人飼育者 (302 名) も純血種の牛を輸入した。彼らはそれらを種付けに供し、その際の費用は国庫と郡農業協同組合によって負担された。一連の政策によりブゴイノ郡の中心地クプレス支庁区では、土着の牛がほぼ消滅しただけでなく、肥育雄牛の価格が従来の 3 倍から 5 倍に上昇した²⁴⁾。ここからは、住民の一部が畜産改善に自主的に取り組んでいたことをうかがえる。

品種改良に関しては、選別 Körung にもとづく去勢措置も見逃せない。牛については、住民の同意を得たうえで土着種や繁殖力のない雄牛が去勢されており、1908 年にはブゴイノ郡など 19 郡で実施されていた。この作業には、前述の馬飼育・畜産委員会から選ばれた専門機関が従事したのである²⁵⁾。以上の措置は、種馬法と種牛法 (1911 年) により法制化された。これらの法律によって、種畜が許可制とされ、すべての家畜が専門知識を備える官吏 1 人を含む専門委員会によって鑑定された。その際に繁殖に不相当と判断された牛は去勢され、優良な種畜の確保が目指されたのである²⁶⁾。このような法律が、ボ

スニア議会を通じて制定された事実は、統治者側も現地住民も家畜の品質改善に一定の関心をよせていたこと²⁷⁾、ならびに従来の政策の成果が不十分であったことも示している。つまり、ボスニア地方行政政府幹部のミクリが、ボスニア議会において馬と牛の飼育の再建に必要な種畜を増やすために種馬法と種牛法を制定せねばならないと述べたことは、その不足を想起させるからである²⁸⁾。

最後に農民の経済状況に深くかかわる信用制度を瞥見しておきたい。共通関税領域編入後のボスニアでは、もっぱらハプスブルク帝国の通貨が用いられるようになるとともに、貨幣経済が浸透した。それにともない銀行、貯蓄銀行などの金融機関が創設されたのである。1895年には官営の特権地方抵当銀行が作られた一方、1903年以後は宗派＝民族の枠組み、つまりセルビア人、ムスリム、クロアチア人（カトリック）に基づく金融機関も出現した²⁹⁾。1909年のボスニアには、合計1250万クローネの資本をもつ9銀行と8貯蓄組合に加えて、17の信用協同組合が存在したと伝えられる³⁰⁾。

なおボスニアの信用制度については、ウィーン商工会議所顧問ザウターがオーストリア商務省に提出した内部報告を紹介しておこう。彼は、近年新たな金融機関の設立が活発に進められており、政党の分布と同様に民族（＝宗派）にそくした信用制度が構築されていると観察した。ここでとくに注目すべきは、各々の民族（＝宗派）が同胞の経済力を強化するため、そして政治的な支援も得るための中心機関を設けていたことである。そのなかではセルビア人が最も活発な活動を展開し、郡扶助基金や農業協同組合における強制加入が住民に積極的に受容されていないため、民間の金融機関が創設されたことも伝えられる。ただし、民間の機関だけでは資本の需要をすべて充足できなかったことにも注意しておきたい³¹⁾。

2 フランゲシュ農業振興法案

2.1 フランゲシュの経歴

振興法案に話をすすめるまえに、それを立案したフランゲシュの経歴を紹介しておこう。彼は、クロアチアのスレムスカ・ミトロヴィツァで1870年に生まれた。ヴィーン農業大学を卒業した後（1889年）、2度にわたりライプツィヒ大学で研究を重ね、クロアチアの土着種の牛を取りあげた論文で博士号を取得した（1903年）。職歴としては、アグラム林業専門学校の農業・養魚部門の教授を務めるかたわら、クロアチア・スラヴォニア・ダルマチア政府に勤務し、ボスニアへの着任前には同政府の内務局農務課長の

職にあった。ハプスブルク帝国滅亡後には、アグラム大学の農学・経済学正教授とともに、「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国」政府において農務大臣を務めている³²⁾。

それでは、なぜフランゲシュはボスニア地方行政の経済部農業課長に抜擢されたのであろうか。そのきっかけは、ボスニア地方行政が同職へのフランゲシュの任命を共通財務省に要請したことである（1911年8月）。共通財務大臣ブリアーンは、君主フランツ・ヨーゼフへの上奏文で次のように語る。「ボスニア地方行政の農業課には、ボスニアの国民経済的発展にとって非常に重要な議事日程が集中しております。それゆえにこの長には、住民の急速な経済発展という特別な任務を解決しうる能力、ならびにそれを裏付ける実績をもつ専門家を任命しなければなりません。そのような人物をボスニア地方行政は待ちわびております。[...] 彼〔フランゲシュ〕の学識と長年にわたる実践面での経験は、彼に予定されている地位に疑いなく非常に有用と思われまます³³⁾」。つまりブリアーンは、ボスニアにおける農業の重要性に鑑み、それに変革をもたらすための人材としてフランゲシュに高い評価をあたえたのである。1911年秋にボスニアに赴任したフランゲシュは、農政の革新への期待をその双肩に背負っていたといえるだろう。

2.2 フランゲシュ振興法案の背景

ボスニアに足を踏み入れたフランゲシュは、どのような現状認識に基づいて農業振興に関する構想を発意したのだろうか。これをうかがわせるのは、彼によって作成された、後の振興法案の基盤となるボスニア農業に関する覚書である（1911年12月。以下、『予備覚書』³⁴⁾）。その大要は、以下の2点に整理できる。

1点目は、ボスニア農業の「遅れ」への認識である。つまりフランゲシュは、「将来、ボスニア・ヘルツェゴヴィナが農業分野において、帝国の他地域に追いつくのは不可能」とみなした一方、農業振興を当局にとって最重要課題と理解していた。但し、農業への予算はハンガリーやクロアチアに比べて少ないため、特別予算の必要を察知していた。つまり、ボスニアにおける農業への純支出は歳入の0.86パーセントにすぎなかったのに対し、ハンガリーは4.44パーセント、クロアチアは6.98パーセントだった。フランゲシュは相対的に高い水準にあるオーストリアやハンガリーでも多額の予算が割り振られていることにも触れ、ボスニアでも同様の措置をとるべきとも語っている。

2点目は、農業発展のための具体策の提起である。つまり彼は、低利子の農業信用の創出、家畜の品種改良の促進、農業研究機関の設置、農業教育の拡充の4つをあげ、全体

として畜産を中軸にすえた。ボスニアの畜産業は、ハプスブルク帝国という広域消費圏を有しているため、その発展によってフランゲシュの前任地クロアチア・スラヴォニアと同様の成功を見込めると考えられていたのである³⁵⁾。これに関して彼は「帝国両半部で用いられている方法はボスニアにおいて容易に適用できないが、効率的な畜産のための前提条件を整える必要がある」とみなし、飼料作物の栽培と畜舎の設置をあげている。さらに彼は、リヴノ、ガツコ、サライエヴォ各郡の住民には自らの計画する種畜貸与を歓迎する傾向がみられること、それはボスニア議会議員によれば、他の郡でもみられることも述べている。ここからは、フランゲシュの現地住民に対する配慮を看取できる。

振興法案の背景として、農業政策に対する現地の不満も見逃せない。この点については、前出のミクリが「ボスニア当局が農業振興のために何もしていない」とのボスニア議会の批判に言及する³⁶⁾。フランゲシュ自身も議会において、帝国本国に模したワインの偽造防止策、あるいは郡扶助基金を用いて役畜を購入する際の負担軽減の要求に直面した(1912年1月)。とくに後者に関する「住民がいわれなき窮境に陥っている」との議員たちの発言は、役畜を容易に購入できない住民たちの不満を推測させる。またフランゲシュは、農業局の改編や農業教育の改善、養蚕の振興、郡扶助基金の再編による農業信用協同組合の設置を議員たちに提案し、賛同を得た³⁷⁾。

上述の『予備覚書』との関連については、文民行政の長にあたる文民補佐官ベンコの見解もあわせて紹介しておきたい。彼は、共通財務省宛の文書において、物価上昇に起因する種畜不足を緩和できる農業予算の増額は近いうちには望めず、それに対するボスニア議会議員や公衆の不満を伝えた。そのうえでベンコは、フランゲシュの『予備覚書』を「農業のさらなる発展のための本質的基盤を作り上げるための手段をつくるもの」と評価し、「ボスニア議会議員と同じく世論もまた、その利益を住民が直接、かつ素早く感じ取れる経済計画〔一『予備覚書』〕を強く支持することはますます明らかであろう³⁸⁾」と記している。これ以上の詳細については不明だが、フランゲシュが『予備覚書』を作成する際に議会の意向を勘案していたとみて大過ないだろう。

2.3 振興法案の概要

以上をふまえたうえで、フランゲシュ振興法案の概要をたどってみよう。これは、ボスニア地方行政府から共通財務省に1912年10月21日に提出され、全17条から構成された。振興法案の骨子は、農業発展の基礎をできるだけ早く作り出すために700万クロ-

ネの特別予算を編成し、家畜の品種改良（第3-5条）、農業研究・教育機関の整備（第6-8条）、低利子の農業信用制度の創出（第9-15条）をおこなう点にまとめられる³⁹⁾。

各々について補足すると、畜産については純血種の集約地域をつくり、効率的な飼育ができる農民に貸与すること（第3条）、家畜の加工、輸出を促進するための模範的な肥育施設、畜殺場を建設すること（第4条）が定められた。農業機関については、農産物の検査、農業に関する実験、獣疫の細菌学にかかわる施設をつくること（第6条）、現存の農業局、農耕・果樹局を再編するとともに、農業教育を拡充すること（第7、8条）が規定された。さらに農業基金については、予算の割り当てられていない農業部門への貸付をおこなうこと（第10条）、貸付は農業学校の卒業者や地方行政府からの指示を含む模範的な農場施設の設置者に優先されること（第12条）、貸付の利率は原則5パーセントとすること（第13条）などが記されている。農業予算700万クローネの振り分けは、表1のとおりである。

表1 フランゲシュ振興法案の予算配分

I. 畜産振興		II. 農業機関	
1. 繁殖用家畜の調達費用		①農業研究機関	400,000
①牛	1,350,000	②農業局	600,000
②馬	500,000	③農業教育機関	200,000
③豚	200,000	小計	1,200,000
④羊	100,000		
⑤家禽	50,000	III. 農業基金	
2. 家畜利用	800,000	(I, IIの残額)	2,000,000
3. 馬の飼育場	800,000		
小計	3,800,000	I, II, IIIの合計	
			7,000,000

出典：ABIH, ZMF, BH, opci. 15468-1912. より筆者作成。単位はクローネ。

フランゲシュがここで畜産を重視した理由は、同法案の創案理由書にある以下の一節にあきらかである。「ボスニア・ヘルツェゴヴィナは、土壌と気候条件、自然条件、住民の偏愛（ボスニア・ヘルツェゴヴィナの歴史的発展、物納・税金制度によりさらに強められた⁴⁰⁾）によって畜産を住民の繁栄のための傑出した源泉とすることを必然的に運命づけられている。この天与の運命は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナが帝国の大規模な広域消費圏に含まれることにより、地域住民にとって非常に大きな経済的利益となる」。さらに彼は、畜産の改善によってボスニア住民の資産と地域の収入を増やせると語っている。これはハプスブルク国内における食肉需要の増加、ならびにハプスブルク帝国全体としては家畜輸入を必要とした状況を鑑みたものと思われる。

フランゲシュが畜産において重点をおいたのは、家畜輸出のもっとも大きな部分を占めていた牛であった。彼は、成果をあげていない品種改良策を改めるため、前述の種牛法を念頭におきつつ、繁殖に関する措置を特定の地域に集中する必要を説く。つまり特定の地域に純血種の集約拠点を形成するとともに、それ以外の雄を去勢することによって、優秀な種畜の再生産を目指した。これは、従来の種牛輸入が輸送費や手数料などによって費用がかさんでいたことを念頭においたものといえる。もっともフランゲシュは、これに必要な純血種の種畜1,200頭を一度に確保できないこと、多額の費用を要すること、種畜を配置するための準備を整える必要があることを理由に、以上の政策を数年のあいだにおこなうことを提言した。

馬については、経済、軍事的に優秀な現地種を維持することを目的とし、そのために個人飼育者への貸与用として350頭、国立種馬所に30頭の種馬の追加を予定した。そのうえで、牛と同じく優秀な仔馬を域内で再生産することを計画した。豚については、外部種との交配による改良が必要である一方、獣疫の拡大を防ぐため牛とは異なる小規模の飼育特区をつくることを提案した。これは、輸出の激減を招いた豚ペストの流行（1895年～）を念頭においたものと考えられる。彼はまた羊や家禽についても同様の飼育特区の指定を提言した。なおフランゲシュは、品種改良における注意点として、純血種を受け取る飼育者が畜舎を建て、飼料作物を栽培しなければならないこと、そのために必要な財源が後述の農業基金から提供されることを記している⁴¹⁾。さらに域内消費と輸出促進のため、近代的な畜殺場や家畜市場、模範的な肥育施設をつくるための費目も設けられた。

農業機関については、ワインをはじめとする本国からの粗悪品の流入をふまえた食料品や嗜好品の検査、家畜の安定的輸出のために有用な獣疫撲滅のための血清製造⁴²⁾、各種植物の病気や流通している種子、物品の品質管理などへの従事が予定された⁴³⁾。また以上に加えて、温室や実験用耕地などの整備も企図されていた。なおフランゲシュが、これらの施設を農業中等学校の基盤と見込んでいたことも補っておきたい。つまり彼は、ボスニア農業の発展に資する人材育成を視野に入れ、農業生産の抜本的な改善を目指していたといえるだろう。農業局、果樹栽培局の再建については、あらゆる家畜の飼育、種子の生産をおこなうこと、家畜や種子の価格をできるだけ安く抑えることを目的とした。ボスニア農業の発展にとって重要な農業教育に関しては、実践的な知識と必要な技能を習得すること、農業学校の卒業者が帰郷後、農業発展の先駆者としての役割を果たすことができるように改善すべきとした。これとあわせて教員候補者が、サライエヴォの教

員養成所で農業に関する実践、理論両面の知識を学ぶための寄宿舎の建設も計画された。

振興法案の最後の柱は、農業基金である。フランゲシュは、農民層がハプスブルク期における経済状況の激変によって危機にさらされていること⁴⁴⁾、従来の融資は総じて短期、高利子、解約可能であるために投資には適していないことを理由に新たな金融制度を提案した。その際に彼は、畜舎の建設に加えて、酪農業協同組合、火酒製造工場、果物乾燥所、穀物貯蔵庫などすぐに多額の利益を生まない事業には民間の融資がほとんどおこなわれないと判断し、次のように述べている。「すなわち、農業の投資信用の特別な性質にできるだけ適合した信用の供与は、農業振興に配慮する国家の義務である」。フランゲシュは、基金の財源に諸政策の剰余金にくわえ、種馬法や種牛法の罰金、国有地の売却、賃借料なども組み入れることでその安定した運用を目指したのである。

3 オーストリア／ハンガリー両政府、共通財務省の対応

3.1 オーストリア／ハンガリー両政府、共通財務省の干渉

フランゲシュ振興法案は、ボスニア憲法第37条に基づき、オーストリアとハンガリー両政府に提出された(1912年11月9日)。オーストリア政府は、これに基本的には賛成した。オーストリア財務省は農業基金が銀行のように組織、運営されるべきではないが、農業における資本不足のため憂慮すべきものではないこと、共同営農的観点のみならず、教育的な観点から信用を与えるべきことを述べている。オーストリア農務省は、ボスニアにおける牛の増加と品質改善は、オーストリアの食糧供給への貢献のみならず、隣接するダルマティアの模範となるため望ましいと判断した。その他の要望としては、放牧地の確保が難しいゴラジュデの馬飼育所は移転すべきこと、細菌研究施設や肥育施設、畜殺場などが実際の必要に適するように留意することなどであった⁴⁵⁾。以上の意見をふまえてオーストリア政府は、振興法案に同意を与えたのである(1913年2月9日)⁴⁶⁾。

他方ハンガリー政府は、振興法案についていくつかの反対意見を述べ、再考をもとめた(1913年2月6日)⁴⁷⁾。その大きな理由は、ボスニア財政への負担であった。ハンガリー首相ルカーチは、共通財務相ピリンスキにボスニアで計画中の大規模な投資計画の借款に振興法案の借款が加われば、その返済額がボスニア財政の能力を超えかねない旨を警告した⁴⁸⁾。この背景には、ボスニア財政が本国から分離されていたことが考えられる。すなわちボスニア行政の費用は、冒頭で述べた「ボスニア行政法」(第3条)に基づいて地域内で自弁することと定められていた。そのためにボスニア財政が破綻に陥る、あ

るいは債券の発行が不可能になった場合、オーストリアとハンガリーがその補填を迫られるからである。ルカーチはまた、現在の金融市場に鑑みて新たな借款を受けることは危険であるとも判断している。最後の点に関する立ち入った説明はないが、バルカン戦争にともなう不況を念頭においたものと推測できる⁴⁹⁾。

さらにルカーチは、ボスニアでの設置が予定されていた農業評議会の見解を勘案したうえで裁可を得るべきと唱えた。これは、「農業に関する重要な問題の解決に際して、自治組織の集中的な関与を目的」とする諮問機関であり、オーストリアの農業評議会を模したものである⁵⁰⁾。構成員は、郡評議会を通じて各県から選出された人物（6名）と地方行政により指名されたセルビア人、クロアチア人、ムスリムの農業協同組合の中央機関の構成員、地方行政より任命される農業専門家の合計12名であった。この機関の影響力は法律に明記されなかったため、その意義を過大に評価できないが、限定的ではあっても現地住民の意向をくみ取ろうとしたとはいえるだろう⁵¹⁾。

共通財務相ピリンスキは、以上のハンガリー政府の反対によって振興法案の修正を余儀なくされ、両半部政府の首相と共通外務相ベルヒトルトに、勅許申請の撤回と原案の修正を通知した（1913年3月28日）。そこでピリンスキは、追加の借款が危険であるというルカーチの意見に理解を示した。また彼は、ボスニア議会のすべての会派が農業評議会の設立に賛成していることをおさえたうえで、この機関を関与させる意義を次のように述べている。「私〔ピリンスキ〕は、数年間にわたる体系的、かつ継続的な農業振興策が、あらかじめ専門家による委員会によって審議され、その結果、すべての措置が住民によって選ばれた代表者の希望と検討によりよく合致すること、関心をもつあらゆる人々の協力によって成功の可能性が高まることは理にかなっており、実践上の見地からもふさわしいと思われる」と。さらにピリンスキは、修正案を作成する際には基本方針は踏襲するものの、可能なかぎりボスニア財政への負担を軽くすること、1年あたりの借款返済額が100万クローネを越えないための予防措置を講じることも約束した⁵²⁾。ここにボスニア行政に対するハンガリーの影響力の大きさを見て取れるのである。

3.2 フランゲシュ振興法案の縮小

その後フランゲシュ振興法案は、大臣連絡会議（1913年9月26日）の決定に基づいて改正された。それに応じてつくられた修正案は、畜産と農業機関に限定する内容に改められた⁵³⁾。おもな変更点は以下の諸点にまとめられる。つまり、予算額が700万クローネから430万クローネに削減されたこと（第1条）、元の法案に含まれていた肥育施設や

畜殺場の建設（原案第4条）と農業基金に関する条項（原案第9条-15条）が削除されたこと、馬飼育所についてゴラジュデの名前が消されたこと（修正案第4条）である⁵⁴⁾。さらに技術的、ならびに効率的な面に配慮し、必要経費の確保を5年間に分割すること、その際に地方行政府が発行できる債券の年間発行額を可能なかぎり均分とすること、債券の利子、年賦金の返済をボスニア予算に組み込むこと（修正案第2条）が定められたのは、ボスニア財政に対する圧迫を懸念したハンガリー政府への配慮と考えられる。

また原案と修正案に創案理由書の筆致の違いにも触れておきたい。すなわち、修正案の冒頭は「〔農業振興〕のために使われた諸々の手段の不十分さと連動性の欠如ゆえに、抜本的な成功には至らなかった」と書かれるにとどまり、あくまで既存の問題点の解消に力点が置かれた。農業基金の撤回もボスニア農業の抜本的改革という本来の目的を後退させたといえるだろう。一方畜産は修正案でも重視されたが支出の詳細は割愛されており、牛の予算が10万クロネ増額された説明は見あたらない。修正案の予算配分（表2）からは、継承された案件についてはおおむね変わっていないことがわかる。

表2 フランゲシュ振興法案の予算配分（修正案・1914年1月）

I. 畜産振興		II. 農業機関	
1. 繁殖用家畜の調達費用		①農業研究機関	400,000
①牛	1,450,000	②農業局	600,000
②馬（種馬の育成）	500,000	③農業教育機関	200,000
③豚	200,000	小計	1,200,000
④羊	100,000		
⑤家禽	50,000		
2. 馬の飼育場	800,000		
小計	3,100,000	I, II の合計	4,300,000

出典：ABiH, ZMF, BH. opci. 1343-1914. より筆者作成。単位はクロネ。

3.3 ボスニア議会、農業評議会の意向と両半部政府の同意

ハンガリー政府のもとめた農業評議会の審議は、1914年1月におこなわれた。ここでは、原則的に上述の修正案を受け入れたうえで、おもに2点の要求がされた。1点目は、法案で予定されていない案件にかかわる予備費の計上である。つまり、家畜の舎飼いに欠かせない家畜小屋や貯水槽を設置するための無利子貸付金（170万クロネ）を増額し、総額600万クロネとするものである。しかし地方行政府は、農業にかかわる建築事業には異なる方法、たとえば既存の郡扶助基金制度を活用すべきとしてこれを却下した⁵⁵⁾。2点目は、予算配分の問題である。すなわち農業評議会は、初期段階にはより多くの経費が必要であるため、「できるだけ均等な配分」（改正法第2条）ではなく、弾力的な配分

を求めたのである。これについては承認され、修正法案に反映されることになる。

ここで重要と思われるのは、ボスニア議会在振興法案の成立にきわめて積極的だったことである。議会は当初から振興法案を歓迎していたが⁵⁶⁾、その姿勢は修正案に対しても変わらなかった。それはボスニア総督ポティオレクが共通財務省に対し、議会のすべての党派がフランゲシュ法案の提出を「切に希望している」ため、「一刻も早く共通財務省、ならびにオーストリア、ハンガリー両政府において協議されることを懇望する」と述べている(1914年1月21日)ことからうかがえる⁵⁷⁾。これに応じてピリンスキもオーストリア首相シュトルクに対して、「ボスニア議会のすべての会派がこの修正法案の提出と施行を格別なる関心をもって待ち望んでいるため、可及的速やかな賛成を望む」と記している(1914年2月6日)⁵⁸⁾。ピリンスキが同年3月17日にも同様の文書を送付していることから、振興法案を支持するボスニア議会在鑑みて早期成立を図る地方行政府や共通財務省の姿勢を読みとれる⁵⁹⁾。

もっとも、その後の手続きも迅速に進んだとはいいがたい。つまり、1914年の3月末から4月にかけて両半部政府に提出され、オーストリア政府(3月30日⁶⁰⁾、ハンガリー政府(4月4日⁶¹⁾)が各々修正案に対して賛成を表明した。それに基づきボスニア議会在より改正案が可決され(6月4日)、再び両半部政府へ提出された(6月25日)⁶²⁾。最終的に振興法案は、1914年8月1日によく布告にこぎつけたものの、すでに第一次世界大戦が始まっていたため、具体的な成果を生み出さなかったのである。

結 論

最後に本稿の内容をまとめておきたい。今回取りあげたフランゲシュ振興法案は、家畜の品種改良の促進、農業機関の設立、農業信用制度の創設を通じて、畜産振興を軸にボスニア農業の構造改革を企図したものだ。この法案は、フランゲシュという一官僚によってつくられたものであり、必ずしもボスニアの「現実」のすべてを反映したものとはいえず、この地の農業の孕んでいたすべての問題を解消できるものでもなかった。その一方で彼の構想が自らの見識を活かしつつ、現地社会の状況と帝国とボスニアの経済関係も参酌しながら、農業の構造改革を目指した点は評価すべきだろう。

それでは、フランゲシュが振興法案の作成に際し注意を向けた本国経済は、当時どのような状況にあったのだろうか。振興法案との関連でいえば、安価なセルビア産家畜の輸入が「豚戦争」によって最小限に抑えられたために⁶³⁾、オーストリア、とりわけウィー

ンにおける食肉価格が高騰していたこと、それにともなって食肉輸入の自由化を求めるデモが起きたこと（1910年10月2日）が想起される⁶⁴。これについては、オーストリア社会民主党のオット・バウアーの小論を紹介しておきたい。彼によれば、オーストリア政府は前述のデモに鑑み、アルゼンチン産食肉の輸入を図ったが、オーストリアの農業利害とハンガリー政府の反対により挫折した⁶⁵。そのためウィーン市民の不満は解消されず、結果的には10万人規模のデモ（1911年9月17日）が引き起こされた。バウアーは事態の深刻さを次のように書きとめている。「ヴィンディシュグレーツの軍隊が首都を皇帝の手に奪還した1848年10月以来初めて、ウィーン市民に銃口が向けられた。選挙権をめぐる闘争での暴動においてさえ起きなかったことが、9月17日のウィーンで起こったのである⁶⁶」。鎮圧に際しては、1人が死亡、89人が負傷し、263人が逮捕された⁶⁷。

以上のような緊迫した状況のなか、ウィーン市参事会はオーストリア首相に対して、食肉供給におけるボスニアの意義に注目するよう陳情したのである⁶⁸。ここでボスニアへの着目の一例として、ボスニアに関心をいだくオーストリアの商工業利害を結集した「オーストリア・ボスニア＝ヘルツェゴヴィナ利益者連盟」をあげたい。たとえばフランゲシュ自身が同連盟においてボスニア農業と帝国本国の商工業の関係を論じた講演記録の序文には「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ農業は、オーストリアの食糧供給において重要な役割を演じることができる」との一節が認められる。なおこの時にフランゲシュは、振興法案に即した畜産の改革が必要であることを述べたうえで、次のように結んだ。「われわれは、以下のことを期待できる。つまり、将来を大きな自信をもって期待できる素晴らしい地域、ボスニア・ヘルツェゴヴィナが、その農業と帝国全域の商工業との相互関係において、帝国産の工業製品の販売市場としてだけでなく、独特の方法で帝国への農産物と家畜供給地域に成長することである⁶⁹」。フランゲシュ振興法案が地域の事情をふまえていたとはいえ、ボスニアを帝国本国の家畜供給における「調整弁」として利用しようとしたこと、ボスニアがハプスブルク経済においてオーストリアとハンガリーの利害が乖離していくなかで、とりわけオーストリアに強く結びつけられつつあったことには留意しておかねばならない。

また振興法案の処理は、二重帝国体制の「共通案件」であったボスニア統治の煩雑な立法過程を明らかにした。つまりボスニア行政には、これを職掌した共通財務省のみならず、オーストリア／ハンガリー両政府と各々の関連省庁も関与していたが、一連の過程はきわめて複雑であったうえ、法制化もなされなかったために不明瞭な部分を残していた。共通財務相ピリンスキは、これについて以下のような不満をもらしている。「共通

財務相が直面したボスニア・ヘルツェゴヴィナ憲法と関連する〔共通財務省の枠組みを定めた〕1868年の法律より生じた時間の浪費、侮辱、不愉快、悪意は誰も完全に想像することはできない⁷⁰⁾〕と。制定に要した多大な時間とハンガリー政府の容喙は、ピリンスキの不平を納得させるものといえるだろう。確定する材料はもたないが、ハンガリー政府の「横槍」は、オーストリアにおける家畜需要の大半がハンガリーによって満たされていたことによる農業利害への配慮と考えられる。

一方ボスニア側からみれば、議会の設置後も両半部政府や共通財務省から干渉を受けていたことは否定しえない。それは、振興法案の縮減に端的にあらわれているが、統治者側もボスニアに政策を一方向的に強要するのではなく、現地の要望をふまえて一定の妥協を強いられた。つまり振興法案は、家畜の価格向上と信用制度の拡充による農民層の経済的不満の解消とならんで、鉄道敷設政策などに必要なボスニア議会の支持調達を図ったと考えられるからである。予定されていた農業基金は、セルビア系を始めとする「民族主義的」な信用機関への対抗措置という一面も持ち合わせていたかもしれない。従来の研究は総じて見逃してきたが、ハプスブルク帝国が大戦前夜ボスニアにおける政情不安のなかで、現地の事情に配慮せざるをえなかった点にも留意すべきだろう⁷¹⁾。

もっとも本稿の分析は、フランゲシュ振興法案にかぎられており、多くの課題を残している。たとえば、行政府の農業政策に対する現地社会の対応は、より具体的に描き出す必要があるだろう。またオーストリアとハンガリーの利害の齟齬が明確になる中で、各々はボスニアにどのような眼差しを向けたのだろうか。上に触れた「オーストリア・ボスニア＝ヘルツェゴヴィナ利益者連盟」、ならびにハンガリーにおける「ハンガリー＝ボスニア・ヘルツェゴヴィナ経済本部」はどのような経緯で創設され、いかなる活動を展開したのだろうか。そのなかでボスニア市場はどのような価値を見出されていたのだろうか。さらにいえば、本稿の内容はハプスブルク帝国の対外通商政策をめぐる問題、とりわけ国際的な家畜取引をめぐる問題の検討にもつながるであろう。以上の諸点については、別の機会に検討したい。

注

- 1) J・ジョル（池田清訳）（1997）『第一次世界大戦の起原（改訂新版）』みすず書房、14頁。
- 2) 大公夫妻を暗殺したプリンツィプは、貧しい小作農民（クメット）の子息だった。ボスニアでは、地主をおもにムスリムが、クメットをおもにセルビア正教徒が占めていたため、ここでの農地問題は、宗教＝民族的対立とも関連していた。大戦前夜にもこの問題が、人々の不満を募らせていたとされる。Luigi Albertini (trans. Isabella M. Massey). (1953) *The*

- Origins of the War of 1914*, vol.2, London: Oxford University Press, p.20. これについては、下記も参照。村上亮 (2006) 「ハプスブルク帝国統治下ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける農地政策—1911年『償却法』の分析を中心に—」『歴史家協会年報』第2号, 49-63頁。
- 3) ボスニア行政の枠組みを含めて下記を参照。村上亮 (2013) 「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ特権農業・商業銀行の設立問題 (1909年) —二重帝国体制における『共通案件』のあり方—」『ゲシヒテ』第6号, 5-6頁。なお本稿では、正式名称をもたない西半部を「オーストリア」と表記する。
 - 4) Martha M. Čupić-Amrein. (1987) *Die Opposition gegen die österreichisch-ungarische Herrschaft in Bosnien-Herzegovina 1878-1914*, Bern: Lang, S.48-59; Dževad Juzbašić. (2005) “Die österreichisch-ungarische Okkupationsverwaltung in Bosnien-Herzegowina. Einige Aspekte der Beziehungen zwischen den Militär- und Zivilbehörden,” *Prilozi*, vol.34, S.81-112.
 - 5) これにより、セルビアは輸出額の増加のみならず、取引国の多角化に成功した。さらに輸出品の大半を占めていた家畜は1割以下に減少した一方、穀物、鉱石、木材などが増加した。Marie-Janine Calic. (1994) *Sozialgeschichte Serbiens 1815-1941. Der aufhaltsame Fortschritt während der Industrialisierung*, München: Oldenbourg, S.170-177.
 - 6) David F. Good. (1984) *The Economic Rise of the Habsburg Empire, 1750-1914*, Berkeley: University of California Press, p.228. ハプスブルク経済については下記も参照。Christian Dirninger. (1994) “Die Habsburgermonarchie als Beispiel binnenstaatlicher Integration im 19. Jahrhundert”, in Josef Wysocki (Hg.), *Wirtschaftliche Integration und Wandel von Raumstrukturen im 19. und 20. Jahrhundert*, Berlin: Duncker & Humblot, S.65-100.
 - 7) 当該研究については下記を参照。村上亮 (2013) 「ハプスブルクの「忘れられた植民地(?)」—ボスニア・ヘルツェゴヴィナ統治 (1878-1918) をめぐる研究動向—」『関学西洋史論集』第36号, 53-66頁。
 - 8) Andrea Komlosy. (2006) “Innere Peripherien als Ersatz für Kolonien? Zentrenbildung und Peripherisierung in der Habsburgermonarchie,” in Endre Hárs (Hg.), *Zentren, Peripherien und kollektive Identitäten in Österreich-Ungarn*, Tübingen: Francke, S.55-78.
 - 9) Mustafa Imamović (Trans. Suba Risaluddin). (2006) *Bosnia and Herzegovina: Evolution of its political and legal Institutions*, Sarajevo: Magistrat, p.250; Sidney Bradshaw Fay. (1966) *The Origins of the World War*, vol.2, New York: Free Press, p.93. ボスニア議会の議員は、宗派=民族別のクーリエ制に基づき、セルビア正教徒36名、ムスリム30名、カトリック24名からおもに構成された。Valeria Heuberger. (2000) “Politische Institutionen und Verwaltung in Bosnien und der Herzegovina 1878-1918,” in Helmut Rumpler / Peter Urbanitsch (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.7-2, Wien: Verlag

- der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, S.2417-2419. (以下, 同論集は, *Habsburgermonarchie*, 巻数, 頁数と記す)
- 10) Karl Dinklage. (1973) "Die Landwirtschaftliche Entwicklung," in *Habsburgermonarchie*, Bd.1, S.427.
 - 11) 村上亮 (2013) 「ハプスブルク統治下ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける家畜衛生政策— 獣疫問題にみる二重帝国体制の一側面—」『東欧史研究』第35号, 44-60頁。
 - 12) Alfred Hoffmann. (1978) "Grundlagen der Agrarstruktur der Donaumonarchie," in Ders. (Hg.), *Österreich-Ungarn als Agrarstaat: wirtschaftliches Wachstum und Agrarverhältnisse in Österreich im 19. Jahrhundert*, München: Oldenbourg, S.46.
 - 13) Nikola Jarak. (1956) *Poljoprivredna politika Austro-Ugarske u Bosni i Hercegovini i zemljoradnicko zadrugarstvo*, Sarajevo: Narodna štamparija; Priscilla T. Gonsalves. (1985) "A Study of the Habsburg Agricultural Programmes in Bosanska Krajina, 1878-1914", *The Slavonic and East European Review*, vol.63, pp.349-371. 農政については以下を参照。村上亮 (2009) 「世紀転換期ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける農業政策: ハプスブルク帝国による周辺地域開発の展開」『西洋史学』第234号, 38-48頁。
 - 14) Dževad Juzbašić. (2000) "Der Einfluss der Balkankriege 1912/1913 auf Bosnien-Herzegovina und auf die Behandlung der Agrarfrage," in Horst Haselsteiner (Hg.), *Zeiten Wende Zeiten: Festgabe für Richard Georg Plaschka zum 75. Geburtstag*, Frankfurt am Main: Peter Lang, S.57-71.
 - 15) サライェヴォ事件の犯人プリンツィプもその一員であった「青年ボスニア」は, ハプスブルク支配に抵抗する青年層から構成された。しかし, 定款を備える明確な団体ではなく, アルカイダのようなイスラム原理主義を掲げる過激派とも異なる。なおプリンツィプらは, セルビア軍部と深く結びついていた民族主義団体「統一か死か Ujedinjenje ili smrt(黒手組)」から, サライェヴォ事件で用いた拳銃や爆弾を受け取っていた。Hans Uebersberger. (1958) *Österreich zwischen Rußland und Serbien. Zur Südslawischen Frage und der Entstehung des Ersten Weltkrieges*, Köln: Böhlau, S.239-255; Margaret MacMillan. (2013) *The War That Ended Peace: The Road to 1914*, New York: Random House, pp.546-552. 邦語では下記を参照。柴宜弘 (1984) 「オーストリア=ハンガリー二重王国のボスニア統治と「青年」ボスニア運動」『史観』110号, 71-85頁。
 - 16) Josip Andrić. (1919) *Bosnische Kmetenwirtschaft und die Zadruga ein Beitrag zur Kenntnis des bauerlichen Wirtschaftsbetriebes*, Hochschule für Bodenkultur Wien, Dissertation, S.99.
 - 17) *Das Veterinärwesen in Bosnien und der Hercegovina seit 1879: nebst einer Statistik der Epizootien und des Viehexportes bis inclusiv 1898*. (1899) Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina (Hg.), Sarajevo: Landesdruckerei, S.174-176.
 - 18) *Bericht über die Verwaltung von Bosnien und der Hercegovina*. Jg.1906 (1907) k. und k. Gemeinsamen Finanzministerium (Hg.), Wien: Adolf Holzhausen, S.273. (以下, *Bericht*

(年号)と記す)。

- 19) これとの関連でおこなわれたのが、協同組合の業務執行者による巡回教員制度である。1911年の活動報告をみると、巡回教員16人が、1,603回の講演(30,628人)、1975回の実演・講習会(25,499人)を実施した。また、実演農場(34ヶ所)、肥料置場(165ヶ所)、果樹・野菜園(439ヶ所)などの設置、飼料作物の栽培促進のために5,208キロの種子調達などをおこなった。Arhiv Bosne i Hercegovine (ABiH), Zajedničko Ministarstvo Finansija (ZMF), Odjeljenje za Bosnu i Hercegovinu (BH) opći. 9807-1912; Wilhelm Slawkowsky. (1911) "Der land- und forstwirtschaftliche Unterricht in Bosnien und der Hercegovina", *Land- und forstwirtschaftliche Unterrichts-Zeitung*, Bd.25, S.128-129.
- 20) *Bericht* 1911, S.100-101.
- 21) *Sammlung der Gesetze und Verordnungen für Bosnien und die Hercegovina*, Jg.1904. (1904) Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina (Hg.), Sarajevo: Landesdruckerei, S.85-94. (以下、*Sammlung* (年号)と記す)。
- 22) *Bericht* 1906, S.282, 288; *Bericht* 1911, S.112.
- 23) この基金によって、522頭の種畜が購入された。*Bericht* 1906, S.285; *Bericht* 1911, S.110.
- 24) Moric Finci. (1932) *Die Rinderbestände in Bosnien und der Herzegowina*, Jena: Universitätsbuchdruckerei G. Neuenhahn, S.13.
- 25) *Bericht* 1909, S.121. 馬については、選別の好影響が飼育者のあいだで認識されつつあったと伝えられる。Wakan Schola. (1912) *Das bosnische Pferd*, Universität Leipzig, Dissertation, S.44.
- 26) *Sammlung* 1911, S.75-77, 93-95; ABiH, ZMF, BH. opći. 3605-1911.
- 27) この2つの法律は、ボスニア議会の第1会期に審理、可決された14法案の2つである。*Bericht* 1911, S.8.
- 28) "Die Rede des Sektionschefs Jakob Ritter von Mikul," (1910) in *Landtagsreden der Vertreter der Regierung und der katholischen Kirche (Sonderabdruck aus der Bosnischen Post)*, Sarajevo: Bosnische Post, S.21-22.
- 29) *Bericht* 1906, S.400-401. なお金融組織の開設には、行政府の許可が必要であった。
- 30) Oskar von Somogyi. (1909) "Das bosnische Kreditwesen," *Zeitschrift für Volkswirtschaft, Socialpolitik und Verwaltung*, Bd.18, S.758.
- 31) Österreichisches Staatsarchiv (StA), Allgemeines Verwaltungsarchiv (AVA), Handelsministerium, 38394-1910. たとえばセルビア系の諸団体は、中枢機関として「農業協同組合連盟」を1911年に結成した。Dimitrije Djordjevič. (1980) "Die Serben," in *Habsburgermonarchie*, Bd.3-1, S.766.
- 32) ABiH. ZMF, BH. Präs 1063-1911; Österreichische Akademie der Wissenschaften (Hg.). (1957) *Österreichisches Biographisches Lexikon und biographische Dokumentation*, Bd.1-4, Wien: Österreichischen Akademie der Wissenschaften, S.342. 彼の学位論文の経歴も参照。Otto Frangeš. (1902) *Die Buša: Eine Studie über das in den Königreichen*

Kroatien und Slavonien Heimische Rind (Inaugural-Dissertation der Universität Leipzig), Agram: C.Albrecht, S.141-142.

- 33) 1911年8月27日。ABiH, ZMF, BH. Präs. 1156-1911.
- 34) ABiH, ZMF, BH. opći.15648-1912 に添付。
- 35) この地の家畜輸出額は、1,300万クロネ（1896年）から7,400万クロネ（1910年）に増加した。ちなみに、クロアチア・スラヴォニア住民のおもな生計源は畜産であったが、加工業が発展していなかったため、食肉での輸出はできなかった。Mayer Marić. (1908) *Die Landwirtschaft der Königreiche Kroatien und Slavonien*, Leipzig: Thomas & Hubert, S.113.
- 36) “Die Rede des Sektionschefs”, S.20.
- 37) ABiH, ZMF, BH. Präs. 119-1912, 133-1912.
- 38) ABiH, ZMF, BH. Präs. 506-1912.
- 39) ABiH, ZMF, BH. opći.15648-1912. 共通財務省からオーストリア、ハンガリー両政府には、1912年11月9日に送られた。
- 40) ボスニアにおける地主＝小作制度では、基本的に畜産に関する物納はなかった。税制については、牛と馬は免税とされ、羊、豚、山羊は課税された。もっとも、森林に害を与える山羊を除き、羊と豚の税金は大戦前夜に撤廃された。ABiH, ZMF, BH. opći. 15778-1912; *Sammlung* 1914, S.269-270. (1914年5月14日)
- 41) フランゲシュの提案は、同じ時期に中東欧地域でみられた畜産の改革と連動していると思われる。とりわけ、伝統的な放牧から畜舎内飼育への転換は、畜産にとって革命的であった。Iván Tibor Berend. (2003) *History Derailed: Central and Eastern Europe in the Long Nineteenth Century*, Berkeley: University of California Press, pp.159-161.
- 42) 具体的には、ツベルクリン、豚丹毒、炭疽などの対策が予定された。
- 43) このような農業科学試験所は、帝国本国では1855年にフォーアアルベルク、ペーメンに設けられ、その後ハンガリーにも拡大された。Dinklage, “Die Landwirtschaftliche Entwicklung,” S.449.
- 44) 同時代人のカウリムスキは、ハプスブルク期に定められた民事訴訟法に基づく保護が不十分であること、他国でみられる農民の所有地の強制売却を制限する「家産法」をボスニアでも制定する必要があることを主張した。Emerich Kaurimsky. (1913) “Das Existenzminimum des bosnischen Bauern,” *Der österreichische Volkswirt*, Bd.6-1/II, S.24-25.
- 45) StA, AVA, Ministerpräsidium (MP). 5501-1912, 818-1913.
- 46) ABiH, ZMF, BH. opći. 2402-1913.
- 47) ABiH, ZMF, BH. opći. 1918-1913, 2402-1913.
- 48) 当時のボスニアでは、鉄道敷設とそれにつながる土地整備、学校建設など総額1億8200万クロネの投資計画が立てられていた。ABiH, ZMF, Präs 539-1912, 904-1912.
- 49) バルカン諸国の動員と戦争の勃発は、アメリカにおける経済危機（1907年）以来の動揺を

大陸諸国の株式市場にもたらすとともに、参戦諸国の支払延期 *Moratorium* を引き起こした。それにともない、ハプスブルク経済の好況も突如停滞に陥った。Adolf Schwarz. (1913) "1912-13," *Österreichisch-Ungarische Export-Revue*, Jg.12-1, S.2; Heinrich Benedikt. (1958) *Die wirtschaftliche Entwicklung in der Franz-Joseph-Zeit*, Wien: Verlag Harold, S.178-179.

- 50) ABiH, ZMF, BH. opći. 9471-1913; *Sammlung* 1913, S.359-360 (1913年8月21日)。
- 51) ハプスブルク農政に批判的な前出のヤラクも、農業協同組合の役割が公的に認められたことをふまえ、農業評議会に一定の評価を与えている。Jarak, *Poljoprivredna politika*, str.113.
- 52) ABiH, ZMF, BH. opći. 2402-1913.
- 53) ABiH, ZMF, BH. opći.16270-1913. 地方行政府は、共通財務省に1913年11月5日に提出し、共通財務省から両半部政府へは、1914年2月6日に送付された。
- 54) 農業基金の廃止は、共通財務省の意向とされる。ABiH, ZMF, BH. opći. 1343-1913.
- 55) ABiH, ZMF, BH. opći. 1343-1913.
- 56) ABiH, ZMF, BH. opći. 922-1913.
- 57) ABiH, ZMF, BH. opći. 1343-1914.
- 58) StA, VA, MP. 727-1914.
- 59) ABiH, ZMF, BH. opći. 3755-1914.
- 60) その際の食品検査においては、動物性製品を扱うことに鑑み獣医を参画させることを提言した。StA, AVA, MP. 1670-1914.
- 61) ABiH, ZMF, BH. opći. 5023-1914.
- 62) ABiH, ZMF, BH. opći. 9108-1914.
- 63) セルビアからハプスブルクへの畜殺用家畜と役畜の輸入額は、1905年には約3570万クロネだったが、翌年には1180万クロネ、1908年には270万クロネ、1910年には7万クロネにまで大きく減少した。豚の輸入頭数についてみると、1904年にはおよそ15万頭だったが、1907年には1387頭、1910年には667頭へと大きく減少した。Otto von Zwiedineck. (1915) "Die handelspolitischen Beziehungen Serbiens zu Österreich-Ungarn," *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd.6-2, S.119.
- 64) 当時の主要紙のひとつ『ノイエ・フライエ・プレッセ *Neue Freie Presse*』は、デモの原因を食肉価格の高騰に求めている。*Neue Freie Presse*, 3, 10, 1910, S.1.
- 65) ハンガリー農務相シュレーニは、アルゼンチンからの食肉輸入と引き換えに、鉄道敷設などの経済的要求を突きつけた。ハンガリー首相ティサも農業(=地主)利害を擁護する立場から、アルゼンチンからの食肉輸入を妨害した。この背後には、ハンガリー政情の不安定化という事情も存在したと思われる。Berthold Sutter. (1968) "Die Ausgleichsverhandlungen zwischen Österreich und Ungarn 1867-1918," in Mayer Theodor (Hg.), *Die österreichisch-ungarische Ausgleich von 1867: Seine Grundlagen und Auswirkungen*, München: R. Oldenbourg, S.103; Norman Stone. (1966) "Hungary and the Crisis of July

- 1914,” *Journal of Contemporary History*, vol.1-3, p.155.
- 66) Otto Bauer. (1911) “Die Teuerungsrevolte in Wien,” *Die Neue Zeit*, Jg.29-2, S.913-917. (引用は S.913) バウアーは、オーストリア社会民主党の理論誌『カンプフ (闘争) *Der Kampf*』の論考において、労働者世帯が食料品の値上がりにより収入の7割を食費にあてざるをえないこと、この背景にある農業利害偏重の経済政策を改めるべきことを述べている。Otto Bauer. (1908) “Krise und Teuerung,” *Der Kampf*, Jg.1, S.116-123.
- 67) *Neue Freie Presse*, 18, 9, 1911, S.2. 同日の社会民主党の機関紙『アルバイターツァイトウング *Arbeiter Zeitung*』も、住居不足にともなう家賃の上昇とならんで食料価格の高騰をデモの背景として指摘した (*Arbeiter-Zeitung*, 18, 9, 1911, S. 1)。この暴動については、下記のような記述もある。「飢餓による暴動 *hunger revolt* は、都市近郊に住むプロレタリアートの生活水準に起因する危機の蓄積が、〔中略〕社会民主主義者の満たされない希望と相まって、きわめて一過性の爆発的な反乱に至る道筋を示す、すぐれた例である」。Wolfgang Maderthaler / Lutz Musner. (2008) *Unruly Masses: The Other Side of Fin-de-Siècle Vienna*, New York: Berghahn Books, p.19.
- 68) Ferdinand Schmid. (1914) *Bosnien und die Herzegovina unter der Verwaltung Österreich-Ungarns*, Leipzig: Veit, 1914, S.422-423.
- 69) Otto von Frangeš. (1913) *Die landwirtschaftlichen Verhältnisse in Bosnien-Herzegowina und ihre Wechselbeziehungen zu Handel und Industrie der Monarchie* (Mitteilungen des österreichisch-bosnischherzegowinischen Interessentenverbandes) Bd.6, Wien, S.21. この講演は、1913年11月29日におこなわれた。
- 70) Josef Brauner. (1929) “Bosnien und Herzegovina. Politik, Verwaltung und leitende Personen vor Kriegsausbruch,” *Berliner Monatshefte für Internationale Aufklärung*, Bd.7, S.321-322.
- 71) とくにボスニア併合危機 (1908-1909年) 以降、セルビアはさまざまな組織を介してハブスブルク領内で工作活動をおこなったが、その重点はボスニアにおかれた。大戦前夜にはテロ行為もみられ、そのひとつであるボスニア総督ヴァレシヤニンの暗殺未遂 (1910年) は、プリンツィブラ「青年ボスニア」に大きな影響を与えた。注15の文献に加えて、以下も参照。Zbyněk.A.B. Zeman. (1961) *The Break-up of the Habsburg Empire, 1914-1918: a Study in National and Social Revolution*, London: Oxford University Press, pp.24-35; Samuel Ruthven Jr. Williamson. (1988) “The Origins of World War I,” *The Journal of Interdisciplinary History*, vol.18-4, pp.803-805; Christopher M. Clark. (2013) *The Sleepwalkers: how Europe went to War in 1914*, London: Penguin, pp.37-42.